

(平成24年3月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認京都地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

6 件

厚生年金関係

6 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 5 月 23 日から 51 年 4 月 1 日まで
私は、有限会社Aにおいて、昭和 45 年 5 月 23 日に退職したことになるが、51 年 3 月 31 日まで継続して勤務していたのに、申立期間の加入記録が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

有限会社Aの元請会社であるB株式会社（現在は、株式会社C）の元従業員の一人は、「申立期間に有限会社Aに勤務していたと思う。」と供述していることから、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間について当該事業所に勤務していた可能性はある。

しかしながら、申立期間当時の事業主は既に亡くなっている上、後継の事業所も破産し、後継事業所の事業主に照会を行っても回答が無いことから、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除額について確認することができない。

また、有限会社Aに係る事業所名簿及び事業所台帳の記録によると、当該事業所は昭和 50 年 2 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなり、61 年 6 月 1 日に再度厚生年金保険の適用事業所になっていることから、申立期間のうち 50 年 2 月 1 日から 51 年 4 月 1 日までは適用事業所でなかったことが確認できる。

さらに、有限会社Aにおける申立期間当時の事業主の関係者である元従業員に照会したところ、「事業主とも付き合いが無くなった上、当時のこともよく記憶しておらず、何も回答できない。」と述べており、他の申立期間

当時における複数の同僚に照会した結果においても、申立人を記憶している者はおらず、上記の元同僚は申立人の保険料控除について記憶していないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる供述を得ることができない。

加えて、申立人が記憶している当該事業所所在地の地主に照会したところ、「当時の管理者が亡くなっているため、有限会社Aがあったかどうか不明であり、申立人の勤務実態も分からない。」と回答していることから、申立内容について確認することができない。

また、有限会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の資格喪失日欄は「45. 5. 23」と記録されている上、当該名簿の備考欄には、「証返」に丸印を付され、その横に「45／5」と記載されていることから、健康保険被保険者証が社会保険事務所（当時）に対し昭和45年5月に返納されたことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 1 月 19 日から同年 3 月 1 日まで
厚生年金保険の被保険者記録によれば、有限会社Aでの資格取得日が昭和 52 年 3 月 1 日となっているが、母の誕生日である同年 1 月 19 日から勤務していたので、同年 3 月 1 日以前の期間を調査の上、被保険者として記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 52 年 1 月 19 日から有限会社Aに勤務した。」と主張しているところ、申立人と同日の昭和 52 年 3 月 1 日に被保険者資格を取得したと記録されている元同僚は、「自分が入社した時には申立人は既に勤務していた。」と回答していることから、申立人が申立期間当時有限会社Aに勤務していたことが推認できる。

しかし、当該事業所に申立期間当時の賃金台帳は保管されていないものの、「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」が保管されており、申立人の資格取得日は昭和 52 年 3 月 1 日と記録されている上、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても資格取得日は同年 3 月 1 日となっており、オンライン記録と一致している。

また、申立期間当時、当該事業所に勤務していた事業主の娘によれば、「当時は父がもろもろの手続きをしており、従業員は、入社後 1、2 か月は見習いで、勤務状態を確認の上、厚生年金保険に加入させていたようだ。」と回答している。

さらに、国民年金の納付記録によれば、申立人は昭和 52 年 1 月及び同年 2

月分の保険料を現年度納付していることが確認できる。

加えて、雇用保険の被保険者情報によれば、当該事業所における申立人の資格取得日は昭和 52 年 3 月 1 日となっており、厚生年金保険の資格取得日と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 9 月 1 日から 52 年 8 月 31 日まで
昭和 45 年 9 月から 52 年 8 月まで有限会社Aに勤務していたが、厚生年金保険被保険者記録が無いので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時同僚として勤務していた有限会社Aの事業主は、「私は、昭和 46 年 3 月に入社した。申立人は、私より 3 か月前に入社したと聞いていた。昭和 53 年頃退社したと思う。」と回答していることから、期間を特定することはできないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、有限会社Aの事業主は、「有限会社Aは、設立当初より厚生年金保険に加入していない。」と回答し、申立期間に厚生年金保険に加入していないことを認めている上、オンライン記録によると、同社は申立期間を含め現在に至るまで厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、当該事業主は、「有限会社Aは、今までに従業員から厚生年金保険料及び健康保険料を控除したことはなく、従業員は、申立期間も現在も国民年金、国民健康保険に各自で加入している。」と回答している。

さらに、オンライン記録によれば、当時同僚で現在の事業主と取締役の二人は、申立期間中である昭和 51 年 4 月から国民年金保険料を現年度納付していることが確認できる。

加えて、上記二人以外の従業員については、氏名及び所在地等が不明で

あり、照会を行うことができないことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、有限会社AはB業に該当し、申立期間当時は厚生年金保険の非適用業種であることから、法人ではあったものの厚生年金保険加入強制適用事業所ではなかったことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年3月1日から35年3月5日まで
② 昭和51年3月16日から52年3月10日まで

申立期間①については、A株式会社に昭和35年3月5日まで勤務していたが、厚生年金保険の加入記録では、33年3月1日に資格喪失となっており、申立期間②については、株式会社Bに52年3月10日まで勤務していたが、厚生年金保険の加入記録では、51年3月16日に資格喪失となっている。

申立期間①及び②について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の長男が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A株式会社は既に解散している上、当時の事業主に照会したが回答は無く、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A株式会社は、昭和33年3月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人を含む被保険者全員が同日に資格喪失していることが確認できる上、複数の元同僚に照会したが、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、複数の元同僚は、A株式会社は、昭和33年に個人事業所である

C社に名称を変更し事業を継続した旨を供述している上、両事業所で社会保険事務を担当していた元同僚は、「名称を変更した当時、C社は厚生年金保険に加入しておらず、昭和37年5月1日から再び厚生年金保険に加入した。」と供述している。

加えて、オンライン記録によるとC社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和37年5月1日からであることから、申立期間①当時、A株式会社及びC社はいずれも厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

申立期間②について、株式会社Bは既に解散している上、元事業主は、「当社は既に解散しており、一切の資料は残っていない。」と回答しており、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、複数の元同僚に照会したが、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人の株式会社Bに係る雇用保険の離職日は、厚生年金保険資格喪失日と同一日であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

京都厚生年金 事案 2799 (事案 173、1217、2092 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年5月2日から同年10月31日まで

私は、昭和35年5月2日から同年10月31日までの6か月の間、A社に勤務した実績が有るが、厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、私よりも後に入社し、同時期に退職している後輩には厚生年金保険の記録が有るので、私の加入記録が認められないという第三者委員会の決定には納得がいかない。再調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が記憶している上司及び同僚の名前が社会保険事務所(当時)の被保険者名簿に記載されていることから、申立人がA社において勤務していたことは推認できるものの、当該事業所には申立期間当時の資料が保管されておらず、申立てに係る事実が確認できないこと、及び申立人が記憶している元同僚を含む申立期間当時の元従業員に対する調査結果から、当該事業所においては、従業員について必ずしも勤務開始当初から厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえること等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成20年9月10日付け、21年11月6日付け及び22年10月21日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立て内容については前回までと同様であり、申立人から新たな資料等の提出は無く、その他に当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 4 月 1 日から 43 年 10 月 30 日まで
② 昭和 44 年 4 月 1 日から 45 年 8 月 15 日まで
③ 昭和 46 年 4 月 1 日から 48 年 5 月 10 日まで

私は、申立期間①、②及び③において、A株式会社に勤務していたが、厚生年金保険の加入期間として記録されていない。調査の上、申立期間①、②及び③について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社の複数の元同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人は申立期間①、②及び③の一部の期間において当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、A株式会社は、昭和 54 年 9 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主は死亡しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、複数の元同僚に照会したが、申立人の厚生年金保険料の控除に係る供述は得られない上、A株式会社の申立期間当時の社会保険事務担当者と思われる元同僚は死亡しており、厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間①、②及び③に申立人の氏名は記載されておらず、健康保険整理番号は連続しており、欠番も無いため、申立人の厚生年金保険の記録が欠落したとは考え難い。

加えて、申立期間①、②及び③のA株式会社における申立人に係る雇用保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③について厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。